

【こんなときは？】

Q. 妊娠の届出、出生の届出の後、引っ越した場合はどうなりますか？

A. 申請する時点でお住まいの市町村にご相談ください。

Q. 里帰り出産の場合はどうなりますか？

A. 住民票のある市町村から支給します。住民票のある市町村、または里帰り先での面談が必要です。

Q. 双子の場合はどうなりますか？

A. 出産応援給付金、5万円。子育て応援給付金、10万円が給付されます。

Q. 課税対象となりますか？

A. 令和4年度出産・子育て応援給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和4年法律第98号）により、非課税となります。

Q. 養育者とは誰のことですか？

A. 出生した児童を養育する方となります。もし、離婚協議中などで父母が別居している場合には、児童と同居している方が優先となります。また、特別養子縁組や普通養子縁組の養親についても、支給対象となります。

Q. 流産・死産した場合はどうなりますか？

A. 流産・死産路なった場合でも、申請書と添付書類を提出していただくことで、出産応援ギフト（妊娠分）を支給します。この場合、アンケートの回答は必要なく、申請書と添付書類のみ提出してください。

Q. 出生したが、出生直後に児童が死亡した場合はどうなりますか？

A. 出生後に児童がお亡くなりになった場合でも、申請書と添付書類を提出していただくことで、子育て応援ギフト（出生分）を支給します。アンケートの回答は必要ありません。